

日程表

月日・曜日		会 場	指定行政区	予約開始日		
				電話受付	LINE・インターネット受付	
2月 5日	水	仙南会場 美郷町南ふれあい館 和室(1階)	後三年、元村、四ツ谷、新田、本田、 下夕堰、菅谷地、八卦・熊堂	1月30日(休)～	1月29日(休)～	
6日	木		石柳、笹巻、大久保、万願寺、釜蓋、 今泉、百目木、町田			
7日	金		上千小町田、下千間谷地、上萩沢、下萩沢、 山本、谷地川、中島・藤原、橋本	1月31日(金)～		
8日	土		鶴水、上中野町、下中野町、佐野 主に仙南地区の予備日			
12日	水		川原保、中関、谷地中、森先、上前郷、 中前郷、下前郷、御前	2月6日(木)～		
13日	木		南町、上深井、駅前、都野、石神			
14日	金		野際、上野荒町、下野荒町、籠林、寺田、 長岡森、米ノ口、茨島			
16日	日	千畑会場 美郷町役場 大会議室(3階)	全地区で平日に来られない方	2月7日(金)～	2月6日(休)～	
17日	月		一丈木、大坂、大柳			
18日	火	六郷会場 美郷町中央ふれあい館 ホール(1階)	野中、押切紀の国、細筑、雀柳、北雀柳、 関田、明田地(六郷・仙南)、扇田	2月12日(休)～		
19日	水		中村、田の尻、一ツ屋、四天地、荒川、 七滝、四ツ屋、作山			
20日	木		大町、上町、荒町、赤城	2月14日(金)～		
21日	金		新町、古町、米町、小安門団地			
22日	土		西高方町、東高方町 主に六郷地区の予備日			
26日	水		旭町、本館、大荒田、浮池、遠槻	2月20日(休)～		
27日	木		上鍵田、中鍵田、下鍵田、琴平			
28日	金		天神堂、馬町、本道町、宝門町			
3月 3日	月	千畑会場 美郷町役場 大会議室(3階)	安城寺上、安城寺下、塚	2月26日(休)～		2月25日(休)～
4日	火		上畑屋、下畑屋、羽貫谷地			
5日	水		千屋北部、千屋中部、千屋南部	2月28日(金)～		
6日	木		小荒川、中野、湯竹、善元寺			
7日	金		本堂東部、本堂中部	3月4日(火)～		
10日	月		土崎南部、土崎北部、本堂西部			
11日	火		元本堂南部、元本堂北部、黒沢	3月6日(木)～		
12日	水		外川原、大畑、善知鳥			
13日	木		第一暁、第二暁			
14日	金		予備日	3月7日(金)～	3月6日(木)～	

申告相談は指定された日時・会場で

■原則として、行政区ごとに指定された期日・会場にお越しくださいようお願いします。なお、**休日相談日と3月の相談日は毎年大変混み合います**ので、早めの申告をおすすめします。

■3月17日(月)は申告書整理日となります。

※3月17日(月)は前日までの申告相談にて書類の不備等により再度来庁を依頼された方**のみ**の受付です。新規の申告相談は受け付けていませんのでご注意ください。

■平日に都合のつかない方は休日相談へ

2月 8日(土) 仙南会場

2月16日(日) 千畑会場

2月22日(土) 六郷会場 で行います。

※休日相談日は大変混み合います。仙南・六郷会場では地区の割当日でもありますのでより混雑が予想されます。余裕をもってご予約ください。

申告相談の受付について

■昨年度に引き続き**当日の整理券配布は行いません**。当日お並びいただいても申告相談を行うことはできません。

■受付は**LINE、インターネット、電話による「事前予約制」**となります。LINEやインターネットによるネット予約を先行して実施させていただきます。できる限りLINE、インターネットを利用した事前予約にご協力ください。

■午前中の電話予約は、大変混雑することが予想されます。その際はLINE、インターネットによる予約を活用いただくか、午後にあらためて電話いただくようお願いします。

■予約する時期によっては、すでに予約がいっぱいで、希望日に申告相談予約を受付できない場合も想定されます。予約日等も設けていますので、申し訳ありませんが他の日を選択して予約してください。

■**予約方法については、令和7年1月に各戸に配布する「申告相談のご案内」をご覧ください。**

申告の準備をお願いします

予約時間を設けている関係上、申告時間が長時間になりますと次の予約者に迷惑をおかけしますので、これまで以上に**申告時間を短縮できるように**次のことにご協力をお願いします。

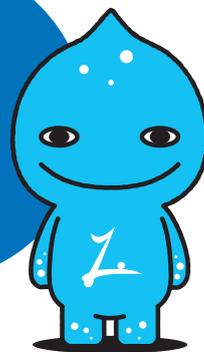
■申告相談へお越しになる場合にお願しいたいこと

- ・農業、営業所得や医療費明細の**事前計算を必ず**お願いします。
- ・専門性の高い**次の内容については税務署での申告**をお願いします。

- ・土地、建物の譲渡所得の申告
- ・株式等の配当所得および譲渡所得の申告
- ・亡くなられた方の申告
- ・雑損控除の申告
- ・損失申告(株式等の繰越損失等)
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)1年目

- ・マイナンバーカード、源泉徴収票等の**所得確認書類、還付先口座などをお忘れなくお持ちください。**

よろしく
お願
いし
みず



国税電子申告・納税システム「e-Tax」をご利用ください

国税電子申告・納税システム「e-Tax」では、確定申告書等の作成・送信が、スマートフォンやパソコンから行うことができ、書類の添付も省略できます。郵便等で提出した場合と比べ還付金の振り込みが早いなどのメリットもありますので、この機会にe-Taxをご利用ください。

■利用方法について

マイナンバーカードに加え、対応のスマートフォンまたはパソコンをお持ちであれば、自宅から簡単にe-Taxを利用できます。

※ICカードリーダライタがない場合でも、パソコンの画面に表示された二次元コードを対応のスマートフォンで読み取れば、e-Taxの利用が可能です。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、税務署が発行するIDとパスワードによりe-Taxを利用できます。発行を希望される場合は、希望者本人が運転免許証等の本人確認書類をお持ちになり、最寄りの税務署の総合窓口で手続きをしてください。

問●町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902